

社会福祉法人慶明会 介護職員初任者研修

学 則

第1条 研修の目的

これからの高齢化社会と障がい者支援において、より専門的な知識や技術を習得した介護職員を養成し、地域福祉に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

第2条 研修の名称

社会福祉法人慶明会 介護職員初任者研修

第3条 法人の名称、住所

社会福祉法人慶明会

〒880-1111 宮城県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地

第4条 指定番号

45053

第5条 事業所の概要

昭和 58 年の法人設立後、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの高齢者福祉施設を中心として地域に貢献してきた。平成元年より介護ヘルパー派遣事業を開始し、約 35 年地域の在宅介護の中核として活動してきた。また、過去にはホームヘルパー2 級養成研修や同行援護従事者養成研修（旧ガイドヘルパー養成研修）等、積極的に取り組んできた。施設介護だけではなく、在宅介護にも力を入れている。

第6条 研修カリキュラム

通信形式

別紙：1－1 を参照

第7条 講義、演習室

宮城県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地

ケアハウス サン・グラン

第8条 講師プロフィール

別紙：1－2 を参照

第9条 使用テキスト

日本医療企画発刊 「介護職員初任者研修課程テキスト」1～3

第10条 研修修了の認定方法

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

(1) 研修カリキュラム（必須科目）の全科目を履修すること。但し、欠席については、当法人が定める規程対象者のみとする。

(2) 研修カリキュラム「こころとからだのしくみと生活支援技術」において、基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況における評価が、各カリキュラムにおいてB評価以上であること。

尚、評価基準は以下のとおりとし、各担当講師が評価するものとする。

A：的確に出来ている B：概ね出来ている C：不十分

(3) 添削問題において、100点満点中70点以上に達していること。

尚、添削問題は開講式当日に全てを配布し、指定する期日迄に提出するものとする。

(4) 修了評価試験において、100点満点中60点以上に達していること。

尚、上記の要件に満たない場合は、以下のとおり対応するものとする。(1)(2)の場合は、同内容による補講を有料にて実施する。(3)の場合は、定められた期間内に再度提出する。(4)の場合は、有料にて補講を実施し、再試験を行う。但し、(1)(2)(4)の補講にかかる費用は、1回当たり各2,000円とする。

第11条 研修欠席者に対する補講の方法

当法人が定めた下記対象者のみ補講対象者とし、有料にて対応するものとする。補講料金は、1回あたり2,000円とする。

(1) 病気等の理由

(2) 災害、事故等の理由

(3) その他（当法人が認めたもの）

第12条 受講定員

30名

第13条 受講要件

訪問介護事業に従事しようとする者、又は、在宅等を問わず介護の業務に従事しようとする者。

第14条 募集方法

随時、新聞等への掲載、パンフレットの配布、ホームページによる広報

第 15 条 受講手続

受講希望者には、募集要項、日程表、申込書を送付し、郵送、FAX、メールによる申し込みを受け付け、先着順とする。

第 16 条 受講料、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその他支払方法

- (1) 受講料 39,800 円（税込、テキスト代 6,480 円込）を指定期日までに指定口座に振り込む（振込手数料は本人負担）か、当事業所まで持参するものとする。
- (2) 補講料 1 回あたり 2,000 円を補講当日迄に、現金にて納入するものとする。

第 17 条 解約条件及び返金の有無

開講日前日迄に解約の申し出があった場合についてのみ、振込手数料及びテキスト代を除く金額を返金するものとする。

第 18 条 受講中の事故等への対応

受講者全員、傷害保険に加入することとし、受講中の事故に関しては当該保険にて対応するものとする。

第 19 条 個人情報の取扱い

当法人が得た情報は、本研修以外には利用しないこととする。但し、本研修で使用する場合は、社会福祉法人慶明会個人情報保護に関する方針に基づき、適切に対応するものとする。

第 20 条 情報の開示を行うホームページURL

<http://www.keimeisw.or.jp/>

第 21 条 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

理事長 沖田 一行
0985-36-6464

第 22 条 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

本部 経営企画課 課長 濱崎 正己
0985-36-6464

第 23 条 法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

理事 河野 早苗
0985-36-6464

第 24 条 その他研修に関する必要事項

- (1) 受講希望者が 5 名に満たない場合は、開講を中止とし、受講生に対し開講の 3 日迄には連絡を行うものとする。尚、受講料納付済み者に対しては、振込手数料及びテキスト代を除く全額を返金するものとする。
- (2) 修了証明書の亡失・き損した場合については、当法人の研修を修了したとする証明書の交付を行うものとするが、その際の証明書交付に係る費用は 500 円とする。
- (3) 受講に係る本人確認については、本人同意の上、下記①～⑧のいずれかにより確認するものとする。
 - ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
 - ②住民基本台帳カードの提示
 - ③在留カード等の提示
 - ④健康保険証の提示
 - ⑤運転免許証の提示
 - ⑥パスポートの提示
 - ⑦年金手帳の提示
 - ⑧国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

尚、本学則において追加事項等がある場合は、理事会における承認を経て変更するものとする。

附則

本学則は、平成 29 年 7 月 31 日より施行する。

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。

本学則は、平成 30 年 5 月 31 日より一部改正して施行する。

本学則は、平成 30 年 7 月 1 日より一部改正して施行する。

本学則は、平成 31 年 2 月 15 日より一部改正して施行する。